

# 行政改革の実施状況について（ポイント）

～ 行政改革大綱・今後の行政改革の方針のフォローアップ ～

平成 17 年 3 月  
内閣官房行政改革推進事務局  
総務省行政管理局

## 経緯等

「行政改革大綱」（12年12月閣議決定）の4回目のフォローアップ  
「今後の行政改革の方針」（16年12月閣議決定）の初のフォローアップ



17年3月31日に政府行政改革推進本部に報告・公表

## 概況

「行政改革大綱」に基づく改革

- 特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革、政策評価の導入等
- 地方分権、規制改革、電子政府、行政の減量・効率化等

ほぼ実施済  
着実に実施中

「今後の行政改革の方針」に基づく改革

- 16年度実施事項(行政手続法見直し、新地方行革指針策定等)

実施済



全体として、取組みが着実に進展

<参考>

### 行政改革大綱

... 政府は、毎年度本大綱の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を同本部（注：行政改革推進本部）に報告するとともに公表する。

### 今後の行政改革の方針

... 毎年度、本方針の実施状況に関するフォローアップを、12年行革大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。

## 主な取組等

項目	これまでの主な取組	今後の主な取組
スリムで効率的な政府の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の行政機関の定員は、省庁再編時の約 84.1 万人から 16 年度の約 33.3 万人まで縮減（純減 約 1.8 万人、独法化・郵政公社化・国立大学法人化 約 49.0 万人）</li> <li>・国の行政組織等の「減量・効率化方針」を策定・公表               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 旧食糧事務所業務の見直し（10 年間で 3,000 人、17 年度 389 人）</li> <li>- 農林水産統計見直し（5 年間で 1,100 人、17 年度 180 人）</li> <li>- 登記業務のコンピュータ化等（17 年度 114 人）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17 年夏に国の行政機関の定員削減計画を改定。17 年度からの 5 年間で 10%以上の定員削減を目指すとともに、真に必要な部門の増員を適切に行い、府省を越えたメリハリのある再配置を強力に推進。純減についても確保</li> <li>・地方支分部局等の事務・事業の見直し、情報通信技術の活用等を進め、「減量・効率化方針」を毎年度改定</li> <li>・「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終取りまとめを踏まえ、抜本的組織改革</li> </ul>
特殊法人等改革、独立行政法人の組織・業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特殊法人等整理合理化計画」の改革対象163 法人のうち 135 法人について廃止、民営化、独立行政法人化等の措置済。特殊法人等向け財政支出を、改革前に比べて実質的に 約 1.5 兆円</li> <li>・特殊法人等の役員の給与を 1 割程度引下げ、16 年 1 月以降分からは退職金を 14 年 3 月以前の水準の約 3 分の 1 に引下げ</li> <li>・17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち 32 法人の見直しを決定（32 法人を廃止統合により 22 法人に再編、研究開発・教育関係法人の役職員約 8,300 人の身分を非公務員化等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営競技関係法人、政策金融機関の改革等、引き続き、「特殊法人等整理合理化計画」の具体化の推進、特殊法人等向け財政支出の縮減等</li> <li>・17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、今後結論を得る24 法人の組織・業務全般の見直しについて、17 年中に結論</li> <li>・特別の法律により設立される民間法人、その他の行政代行法人等の見直し</li> </ul>

項目	これまでの主な取組	今後の主な取組
行政効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17 年 1 月末に行政効率化推進計画等の取組実績をフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>- 15 年 3 月末から 17 年度にかけて公用車 162 台 (25 年度までに計 約 600 台)</li> <li>- 15 年度における公共事業の総合コスト縮減率は 5.5% (15 年度から 5 年間で 15%目標) 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府省において、18 年度概算要求までに「行政効率化推進会議(仮称)」を開催し、行政効率化推進計画について所要の見直しを実施</li> <li>・ 18 年度予算案決定後、行政効率化推進計画等の取組実績をフォローアップ</li> </ul>
行財政の制度及び運営の改善・透明化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 年度決算分から「国の貸借対照表(試案)」を公表。12 年度決算分から特殊法人等を連結した連結貸借対照表を公表</li> <li>・ 特別会計の情報の開示を進めるため、17 年度予算政府案の説明資料において、<u>全特別会計の人員費・事務費等を掲載</u></li> <li>・ 17 年 3 月、政省令などの命令等を定める際に広く一般の意見や情報を求める手続等を定める「<u>行政手続法の一部を改正する法律案</u>」を通常国会に提出</li> <li>・ <u>行政機関政策評価法</u>を 14 年 4 月に施行。政府全体として、毎年約 1 万 1,000 件の政策評価を実施するとともに、評価結果の<u>予算要求等政策への適切な反映を推進</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特殊法人等を連結した省庁別連結財務書類を、15 年度決算分から公表</u></li> <li>・ 17 年度予算において、財政制度等審議会報告の提言等を踏まえ、<u>各特別会計の一層の見直しを推進</u></li> <li>・ 17 年度に<u>政策評価の制度・運用の見直し</u></li> </ul>

項目	これまでの主な取組	今後の主な取組
規制改革等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(16年12月24日)</u>」を最大限尊重し、「<u>規制改革・民間開放推進3か年計画</u>」を改定(17年3月25日閣議決定)</li> <li>・「<u>規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)</u>」で、「<u>市場化テストに関するガイドライン</u>」を決定</li> <li>・17年2月に、<u>構造改革特区</u>において講じられた20の規制の特例措置について全国展開を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、<u>規制改革・民間開放推進会議</u>で調査審議を行うとともに、「<u>規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)</u>」の実施状況を監視</li> <li>・ハローワーク関連、社会保険庁関連、行刑施設関連の3分野8事業23箇所での「<u>市場化テスト</u>」のモデル事業を実施</li> <li>・17年度も特区の提案を2回募集</li> </ul>
電子政府・電子自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16年3月までに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続の96%(約1万3,000件)をオンライン化</li> <li>・各府省の業務・システムの最適化対象77分野のうち、12分野(人事・給与、共済、物品調達等)で最適化計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間申請件数の多い手続等について、17年度末までのできる限り早期にオンライン利用促進のための「<u>行動計画</u>」を策定・公表</li> <li>・最適化対象の残り65分野で、17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定</li> </ul>
公務員制度改革等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省の退職者の再就職状況等の公表、<u>特殊法人等への公務員の役員出向の導入</u>などの取組みを推進</li> <li>・国と特に密接な関係を持つ公益法人等の役員への就任に係る<u>内閣官房長官への報告の仕組み</u>を導入(17年4月から適用)</li> <li>・内閣の重要政策課題等に係る幹部ポストで新たに40ポストの府省間の<u>人事交流</u>を実施(16年夏の人事異動期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員制度改革について、制度設計の具体化と関係者間の調整を進め、<u>改めて公務員制度改革関連法案の提出</u>を検討</li> <li>・17年度中に本府省対象の<u>人事評価の試行</u>に着手</li> <li>・<u>地域における国家公務員給与の見直し</u>等について、人事院の検討を踏まえ、取扱方針決定</li> </ul>

項目	これまでの主な取組	今後の主な取組
公益法人改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき改革を推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国から委託・推薦等を受けて行う検査等の事務・事業について、<u>195 件中 143 件で廃止、登録制への移行等の措置済</u></li> <li>- 国から交付される補助金等について、<u>362 件中 263 件で廃止・解消などの措置済</u></li> </ul> </li> <li>・公益法人制度の抜本的改革として、<u>準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度の創設、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みの創設などを内容とする、「公益法人制度改革の基本的枠組み」を 16 年 12 月に閣議決定</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17 年度末までの<u>集中改革期間内に実施</u></li> <li>・「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、<u>更に具体的な検討を進め、所要の法律案の 18 年通常国会提出を目指す</u></li> </ul>
地方分権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併特例法等に基づく取組により、市町村数は、大綱策定時の 3,229 から 17 年 3 月 22 日現在の 2,596 まで減少（<u>18 年 3 月 31 日には 2,000 未満となる見込み</u>）</li> <li>・16 年 11 月の政府・与党合意「<u>三位一体の改革について</u>」を踏まえ、17 年度予算で、1.8 兆円程度の国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方財政計画の歳出見直し等の地方交付税改革等を実施</li> <li>・17 年 3 月に、<u>「新たな地方行革の指針」を策定・公表</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併特例法の期限後も、<u>合併新法に基づき市町村合併を推進</u></li> <li>・「三位一体の改革について」に沿って<u>改革を推進</u></li> <li>・地方行革における<u>優良事例の周知、個々の団体の行革取組状況の公表等を一層推進</u></li> </ul>